

## コミュニティバス下徳良・垣内線運行業務仕様書

三原市が、コミュニティバス下徳良・垣内線運行業務（以下「運行業務」という。）を委託するに当たり、次のとおり業務の仕様を定める。

### 1 事業主体

三原市

### 2 運行形態

道路運送法第78条で定める自家用有償旅客運送自動車の運行

### 3 業務の目的

芸陽バス株式会社が運行していた徳良線が令和7年3月に廃止されたことに伴い、当該路線の利用者及び沿線住民の三原市中心市街地への移動手段を確保するため、代替交通手段として、道路運送法第78条に規定する自家用有償旅客運送により、株式会社中国バスが運行する甲山・三原線へ接続することを目的とする。

### 4 業務内容

運行業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 別紙1の運行経路及び別紙2の運行ダイヤに基づき車両を運転し、旅客を輸送し、利用者から使用料を徴収
- (2) 燃料の補給（発注者指定の給油所において給油すること）
- (3) エンジンオイル、オイルエレメント、タイヤ等消耗品の交換（原則発注者指定の交換先において実施すること。ただし、発注者・受注者協議の上、交換先を変更することができるものとする。）
- (4) 自動車保険（任意保険）への加入
- (5) 事故処理（補償及び修理等）

### 5 履行期間等

履行期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

※運行予定日数 365日

### 6 履行場所

履行場所は、三原市大和町、久井町、八幡町内とする。

### 7 使用料

利用者から徴収する使用料は1乗車につき1人200円とする。ただし、次の(1)(2)(3)に該当する者は無料とし、(4)に該当する者は100円とする。

- (1) 未就学児
- (2) 三原市障害者優待乗車証の交付を受けて提示する者及びその介護者1名
- (3) 三原市敬老優待乗車証の交付を受けて提示する者のうち、黒郷和木または垣内バス停で乗降する者
- (4) 三原市敬老優待乗車証の交付を受けて提示する者のうち、(3)以外の者

## 8 車両

- (1) 運行業務に用いる車両（以下「車両」という。）は、自動車検査証の所有者欄又は使用者欄が三原市として登録された乗車定員10人の自家用自動車とする。
- (2) 運行業務における対人、対物、同乗者及び車両に係る事故について、受注者はその損害に対する賠償責任を負い、これを担保するため、任意保険に加入するものとする。ただし、その損害が発注者、被害者又は第三者の故意又は重大な過失等によるときは、この限りでない。なお、加入する任意保険の保険料は受注者の負担とし、内容は次のとおりとする。
- ①対人賠償保険 無制限
  - ②対物賠償保険 無制限
  - ③車両保険 時価相当額
  - ④搭乗者保険 無制限
- ※車両を発注者の職員が運転する場合があるため、発注者の職員が運転した場合も適用される内容の保険に加入すること。
- (3) 車両の運行に必要な燃料代及びエンジンオイル、オイルエレメント、タイヤ等の消耗品費は、発注者の負担とする。
- (4) 車両の修繕に必要な費用は、発注者の負担とする。
- (5) 車両が修繕及び車検等により使用不能の場合は、発注者が用意した代替車両により運行を行うものとする。なお、代替車両使用時に生じた対人、対物、同乗者及び車両に係る事故について、(2)の保険が適用されないときは、発注者は、その損害に対する賠償責任を負い、これを担保するため、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済に加入することとする。ただし、その損害が受注者、被害者又は第三者の故意又は重大な過失等によるときは、この限りでない。
- (6) 車両の保管場所は、原則三原市大和支所（三原市大和町下徳良111）敷地内で発注者が指定する場所とする。

## 9 業務の詳細

- (1) 別紙2の運行ダイヤを基本に運行すること。ただし、盆・年末年始等において、甲山・三原線（株式会社中国バス）が特別ダイヤで運行するときは変更する場合がある。
- (2) 本業務は、甲山・三原線（株式会社中国バス）へ接続することを目的に運行するものである。そのため、甲山・三原線の運行状況に応じて、可能な限り発車時刻を合わせるように務めること。
- (3) 受注者は、運行業務に従事する者（以下「運転者」という。）をあらかじめ選出し、別紙3により発注者へ運転者登録を行うこととする。なお、運転者登録を行った者以外の者が運行業務に従事することはできないものとする。
- (4) 受注者は、運行管理に従事する者（以下「運行管理責任者」という。）をあらかじめ選出するものとする。
- (5) 運転者は、発注者の指示に従い、道路交通法等関係法令を遵守の上、安全かつ適切な旅客輸送の確保に努めなければならない。
- (6) 運転者が運転席を離れる場合は、エンジンを停止させ、駐車ブレーキがかかっていることを確認した上で、席を離れなければならない。
- (7) 運転者は、道路交通法に規定する第二種運転免許を受けており、かつ、その効力が停止されていない者、又は、同法に規定する第一種運転免許を受けており、かつ、その効力が過去2年以内において停止されていない者であって、国土交通大臣認定の市町村運営有償運送

運転者講習を修了している者に限る。

- (8) 運転者は、業務の始業前及び終業時に運行管理責任者の点呼を受けることとする。なお、点呼表の様式は、別紙4のとおりとする
- (9) 運転者は、運行便ごとに運行票を作成することとする。なお、運行票の様式は、別紙5のとおりとする。
- (10) 運転者は、始業前及び終業時に車両の点検を行い、車両点検表を作成することとする。なお、車両点検表の様式は、別紙6のとおりとする。
- (11) 運転者は、利用者に対して常に懇切丁寧に接しなければならない。また、利用者の過ちがあっても、誠意をもってその事情を説明し、利用者に不快の念を与えることなく、納得のいくよう努めなければならない。
- (12) 高齢者や障害者など配慮が必要な利用者が乗降する際は、必要に応じて介助や補助など、適宜必要な支援を行うよう努めること。

## 10 運行の中止

大雨、積雪、天災、その他受注者の責によらない事由により、運行経路の全部又はその一部が運行不能な場合は、受注者は、発注者の許可を得て運行を中止できるものとする。

## 11 緊急時の対応

受注者は、車両の運行に当たり、次の各号に該当するときは、別紙「危機管理対応表」により関係者へその旨を通報し、指示に従うとともに、適切な処置をとることとする。

- (1) 天災、交通事故、その他やむを得ない理由により、運行に障害が生じ、又は生じるおそれがあるとき。
- (2) 利用者等が、交通事故等により生命及び身体を害したとき。

## 12 事故発生時の対応及び報告等

受注者は、事故が発生した場合は、速やかに警察に通報する（物損事故の場合においても同様）ほか、別紙「危機管理対応表」により関係者へその旨を通報し、指示に従うとともに、運転管理責任者は現地へ急行し、次の措置を行うこととする。

- (1) 利用者等に負傷者がいる場合は、全てに優先して救護に努めること。この場合、負傷者の応急手当は最寄りの医師に依頼し、負傷者の住所、氏名等を確認しなければならない。
- (2) 利用者等を安全な場所に救出し、更に道路における危険防止その他交通安全を図るために必要な措置を講じなければならない。
- (3) 現場に第三者が居合わせた場合は、協力を求め、警察官が現場にいるときは、その指示を受けることとする。
- (4) 事故発生時及びその後に残余の運行業務がある場合は、残余の運行に係る代替車両及び運転者を手配し、運行業務を完遂しなければならない。
- (5) 誠意をもって、被害者等に対する事後対応をしなければならない。
- (6) 事故発生後、速やかに事故報告書を作成し、発注者へ提出しなければならない。なお、事故報告書の様式は、別紙7のとおりとする。

## 13 苦情の対応

- (1) 受注者は、利用者等から苦情を受けた場合は、誠意をもって対応しなければならない。

- (2) 受注者は、利用者等から受けた苦情の内容とその対処について、速やかに苦情処理報告書を作成し、発注者へ提出しなければならない。なお、苦情処理報告書の様式は、別紙8のとおりとする。

#### 14 損害に対する保全措置等

受注者は運行業務の実施にあたり、利用者または他者に損害を与えたときは損害賠償の責任を追うものとする。

#### 15 労働法等に関する責任

受注者は、運転者及び事務員等に対する使用者及び事業主としての労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法及び労働者災害補償保険法、雇用保険法、その他社会保険諸法令上の責任を全て負い、責任をもって労務管理を行うものとする。

#### 16 業務委託料の支払い及び請求方法等

- (1) 受注者は、月末を締め日とする業務完了報告書を毎月作成し、運行票報等関係書類を添えて、業務完了の日から5日（休日の場合はその翌日）以内に、発注者へ提出することとする。なお、業務完了報告書の様式は、別紙9のとおりとする。
- (2) 発注者は、受注者から提出された、業務完了報告書、運行票等関係書類を審査し、確認後、受注者の請求に基づき、委託料を支払うこととする。ただし、委託期間の中途において業務委託契約が解除された場合は、この限りでない。
- (3) 委託料の支払いは、毎月の業務完了報告の実績に基づく月払いとし、支払額は、契約金額を業務期間の月数で除して得た額から該当月の使用料の総額を差し引いた金額とする。  
(地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第164条の規定による繰替払)

#### 17 契約の解除

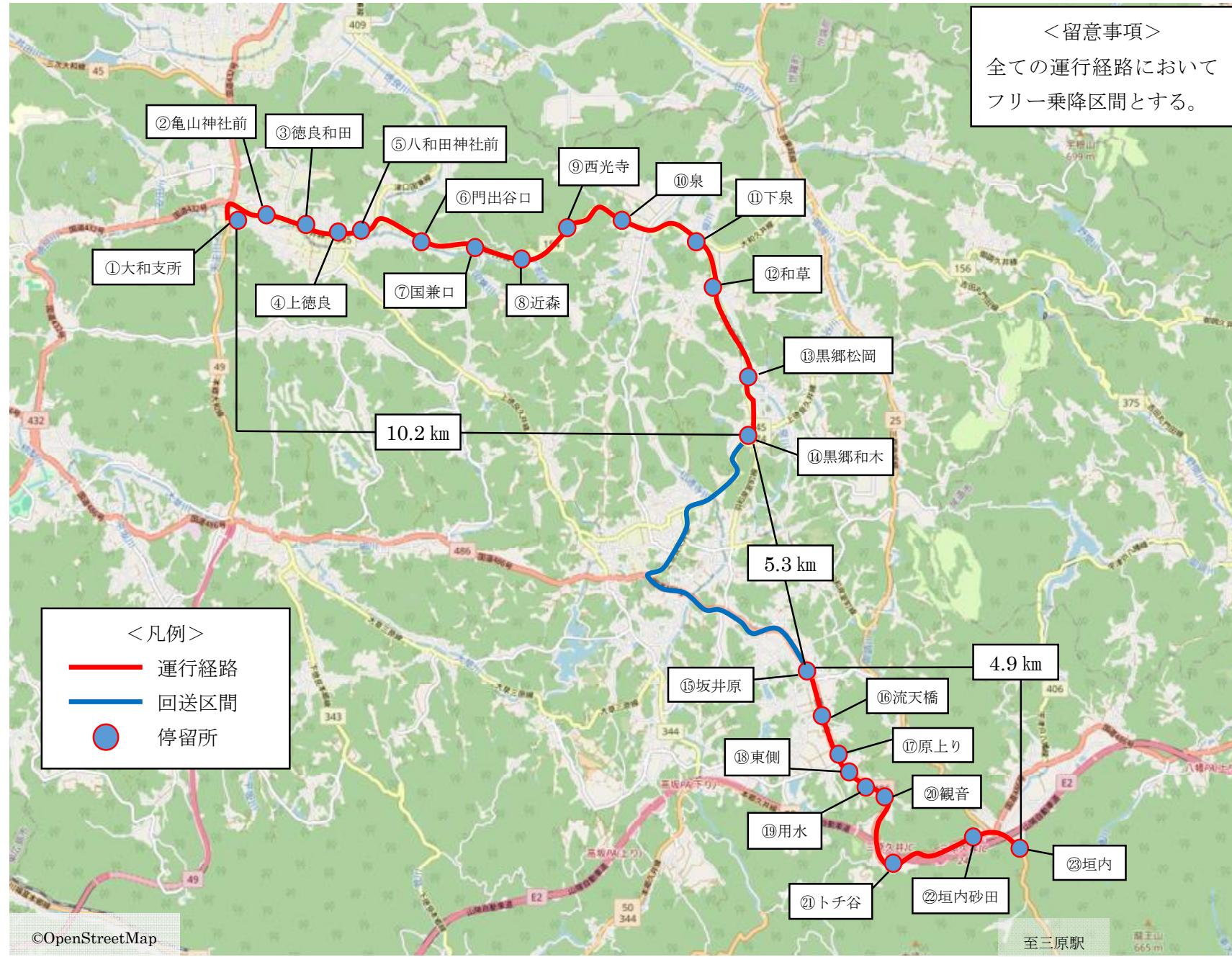
発注者が、運輸局から本運行業務に係る自家用有償旅客運送の登録を受けられる見込みがなくなった場合は、契約の全部または一部を解除することができる。

#### 18 その他

- (1) 受注者は、運転者に対して安全運転教育、接遇教育を徹底することとする。
- (2) 受注者は、始業前、終業時に車両の清掃をすることとし、必要に応じて洗車を行うこととする。洗車場所及び水の利用は、三原市大和支所敷地内の指定場所で行うことができる。
- (3) 発注者は、受注者の故意もしくは重大な過失によって生じた損害については、これを受注者へ請求することができる。
- (4) 受注者は、業務の実施に当たり発注者と綿密な連携をとりながら業務を遂行するものとし、疑義を生じた場合は、速やかに発注者と協議し、その指示を受けなければならない。
- (5) 業務の遂行に当たっては、三原市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。
- (6) この仕様書に疑義があるとき又は定めがない事項については、発注者と受注者が協議の上、定める。

## ●運行経路図

## 別紙 1



## 1 平日運行ダイヤ

停留所名	区間	1便	中国バス 発車時刻	2便	中国バス 発車時刻	5便	中国バス 発車時刻
①大和支所	大和支所 → 黒郷和木区間	7:00		9:10		15:45	
②龜山神社前		7:00		9:10		15:45	
③徳良和田		7:01		9:11		15:46	
④上徳良		7:01		9:11		15:46	
⑤八和田神社前		7:02		9:12		15:47	
⑥門出谷口		7:03		9:13		15:48	
⑦国兼口		7:05		9:15		15:50	
⑧近森		7:07		9:17		15:52	
⑨西光寺		7:08		9:18		15:53	
⑩泉		7:10		9:20		15:55	
⑪下泉		7:11		9:21		15:56	
⑫和草		7:13		9:23		15:58	
⑬黒郷松岡		7:15		9:25		16:00	
⑭黒郷和木		7:16	7:25	9:26	9:35	16:01	16:10
⑮坂井原	坂井原 → 垣内区間	7:28		9:38		16:13	
⑯流天橋		7:28		9:38		16:13	
⑰原上り		7:29		9:39		16:14	
⑱東側		7:29		9:39		16:14	
⑲用水		7:30		9:40		16:15	
⑳観音		7:30		9:40		16:15	
㉑トチ谷		7:32		9:42		16:17	
㉒垣内砂田		7:34		9:44		16:19	
㉓垣内		7:36	7:41	9:46	9:51	16:21	16:26

停留所名	区間	中国バス 到着時刻	3便	中国バス 到着時刻	4便	中国バス 到着時刻	6便	中国バス 到着時刻	7便
㉓垣内	坂井原 → 垣内区間	11:34	11:40	13:49	13:55	17:19	17:25	18:54	19:10
㉒垣内砂田			11:40		13:55		17:25		19:10
㉑トチ谷			11:42		13:57		17:27		19:12
㉐観音			11:44		13:59		17:29		19:14
㉙用水			11:45		14:00		17:30		19:15
㉘東側			11:45		14:00		17:30		19:15
㉗原上り			11:46		14:01		17:31		19:16
㉖流天橋			11:46		14:01		17:31		19:16
㉕坂井原			11:47		14:02		17:32		19:17
㉔黒郷和木	大和支所 → 黒郷和木区間	11:49	11:58	14:04	14:13	17:34	17:40	19:09	19:25
㉓黒郷松岡			12:00		14:15		17:42		19:27
㉒和草			12:03		14:18		17:45		19:30
㉑下泉			12:04		14:19		17:46		19:31
㉐泉			12:05		14:20		17:47		19:32
㉙西光寺			12:07		14:22		17:49		19:34
㉘近森			12:08		14:23		17:50		19:35
㉗国兼口			12:09		14:24		17:51		19:36
㉖門出谷口			12:10		14:25		17:52		19:37
㉕八和田神社前			12:11		14:26		17:53		19:38
㉔上徳良			12:12		14:27		17:54		19:39
㉓徳良和田			12:13		14:28		17:55		19:40
㉒龜山神社前			12:14		14:29		17:56		19:41
㉑大和支所			12:15		14:30		17:57		19:42

## 2 土曜日運行ダイヤ

停留所名	区間	1便	中国バス 発車時刻	2便	中国バス 発車時刻	停留所名	区間	中国バス 到着時刻	3便	中国バス 到着時刻	4便
①大和支所	大和支所 → 黒郷和木 区間	7:15		9:15		②3垣内	坂井原 → 垣内 区間	13:59	14:05	17:59	18:05
②龜山神社前		7:15		9:15		②2垣内砂田		14:05		18:05	
③徳良和田		7:16		9:16		②1トチ谷		14:07		18:07	
④上徳良		7:16		9:16		②0観音		14:09		18:09	
⑤八和田神社前		7:17		9:17		①9用水		14:10		18:10	
⑥門出谷口		7:18		9:18		⑧10東側		14:10		18:10	
⑦国兼口		7:20		9:20		⑦17原上り		14:11		18:11	
⑧近森		7:22		9:22		⑥16流天橋		14:11		18:11	
⑨西光寺		7:23		9:23		⑤15坂井原		14:12		18:12	
⑩泉		7:25		9:25		④14黒郷和木	大和支所 → 黒郷和木 区間	14:14	14:23	18:14	18:23
⑪下泉		7:26		9:26		③13黒郷松岡		14:25		18:25	
⑫和草		7:28		9:28		②12和草		14:28		18:28	
⑬黒郷松岡		7:30		9:30		⑪11下泉		14:29		18:29	
⑭黒郷和木		7:31	7:40	9:31	9:40	⑩10泉		14:30		18:30	
⑮坂井原	坂井原 → 垣内 区間	7:43		9:43		⑨9西光寺		14:32		18:32	
⑯流天橋		7:43		9:43		⑧8近森		14:33		18:33	
⑰原上り		7:44		9:44		⑦7国兼口		14:34		18:34	
⑱東側		7:44		9:44		⑥6門出谷口		14:35		18:35	
⑲用水		7:45		9:45		⑤5八和田神社前		14:36		18:36	
⑳観音		7:45		9:45		④4上徳良		14:37		18:37	
㉑トチ谷		7:47		9:47		③3徳良和田		14:38		18:38	
㉒垣内砂田		7:49		9:49		㉑2龜山神社前		14:39		18:39	
㉓垣内		7:51	7:56	9:51	9:56	㉐1大和支所		14:40		18:40	

3 日曜・祝日運行ダイヤ (8月13日から8月16日を含む)

停留所名	区間	1便	中国バス 発車時刻	停留所名	区間	中国バス 到着時刻	2便
①大和支所	大和支所 → 黒郷和木区間	7:15		㉓垣内	坂井原→垣内区間	17:59	18:05
②亀山神社前		7:15		㉒垣内砂田			18:05
③徳良和田		7:16		㉑トチ谷			18:07
④上徳良		7:16		㉐観音			18:09
⑤八和田神社前		7:17		㉙用水			18:10
⑥門出谷口		7:18		㉘東側			18:10
⑦国兼口		7:20		㉗原上り			18:11
⑧近森		7:22		㉖流天橋			18:11
⑨西光寺		7:23		㉕坂井原			18:12
⑩泉		7:25		㉔黒郷和木	大和支所 → 黒郷和木区間	18:14	18:23
⑪下泉		7:26		㉓黒郷松岡			18:25
⑫和草		7:28		㉒和草			18:28
⑬黒郷松岡		7:30		㉑下泉			18:29
⑭黒郷和木		7:31	7:40	㉐泉			18:30
㉕坂井原	坂井原→垣内区間	7:43		㉔西光寺			18:32
㉖流天橋		7:43		㉘近森			18:33
㉗原上り		7:44		㉗国兼口			18:34
㉘東側		7:44		㉖門出谷口			18:35
㉙用水		7:45		㉕八和田神社前			18:36
㉚観音		7:45		㉔上徳良			18:37
㉛トチ谷		7:47		㉓徳良和田			18:38
㉜垣内砂田		7:49		㉒亀山神社前			18:39
㉝垣内		7:51	7:56	㉑大和支所			18:40

自家用有償旅客運送者の名称	
作成番号	
作成年月日	

## 運転者台帳

氏名	生年月日	自家用有償旅客運送の運転者となつた日	その他
住所			

運転免許証番号	有効期限	免許年月日	免許の種類
免許の条件			

### 講習等の受講歴

#### 1. 道路運送法施行規則第51条の16第1項の講習（運転者講習）等

受講年月日	講習等の名称	備考
年月日		

#### 2. 道路運送法施行規則第51条の16第3項に定める講習又は資格の有無(セダン型自動車を運転する場合に必要となる講習等)

受講年月日	講習等の名称	訪問介護員等の資格
年月日		資格等の名称：
年月日		取得年月日：
年月日		
年月日		
年月日	事故歴または道路交通法違反の状況	適性診断の受診等(規則第51条の16第2項)
健康状態	運転者でなくなった日	運転者でなくなった理由

## 点呼表(安全な運転のための確認表)

令和 年 月 日 (曜日)

始業前点呼										
番号	運転者氏名	疾病	疲労	アルコールチェック	その他	運行の安全確保のための指示	確認時間	確認方法	確認者	
①		(有) 無)	(有) 無)	酒気帯(有・無) 検知数値 mg/ℓ	内容 (有) 無)		:	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> カメラ		
②		(有) 無)	(有) 無)	酒気帯(有・無) 検知数値 mg/ℓ	内容 (有) 無)		:	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> カメラ		
③		(有) 無)	(有) 無)	酒気帯(有・無) 検知数値 mg/ℓ	内容 (有) 無)		:	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> カメラ		
④		(有) 無)	(有) 無)	酒気帯(有・無) 検知数値 mg/ℓ	内容 (有) 無)		:	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> カメラ		
⑤		(有) 無)	(有) 無)	酒気帯(有・無) 検知数値 mg/ℓ	内容 (有) 無)		:	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> カメラ		

終業時点呼										
番号	運転者氏名	疾病	疲労	アルコールチェック	その他	報告事項等	確認時間	確認方法	確認者	
①		(有) 無)	(有) 無)	酒気帯(有・無) 検知数値 mg/ℓ	内容 (有) 無)		:	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> カメラ		
②		(有) 無)	(有) 無)	酒気帯(有・無) 検知数値 mg/ℓ	内容 (有) 無)		:	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> カメラ		
③		(有) 無)	(有) 無)	酒気帯(有・無) 検知数値 mg/ℓ	内容 (有) 無)		:	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> カメラ		
④		(有) 無)	(有) 無)	酒気帯(有・無) 検知数値 mg/ℓ	内容 (有) 無)		:	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> カメラ		
⑤		(有) 無)	(有) 無)	酒気帯(有・無) 検知数値 mg/ℓ	内容 (有) 無)		:	<input type="checkbox"/> 対面 <input type="checkbox"/> カメラ		

# コミュニティバス下徳良・垣内線 運転日報

運行日 年 月 日 曜日

## 運転手名

## 運行車両

号車

## コミュニティバス下徳良・垣内線

# 運転日報

運行日 年 月 日 曜日

### 運転手名

## 運行車両

号車

## コミュニティバス下徳良・垣内線

## 運転日報

運行日 年 月 日 曜日

### 運転手名

## 運行車両

号車

# コミュニティバス下徳良・垣内線 運転日報

運行日 年 月 日 曜日

### 運転手名

## 運行車両

号車

車両点検表(令和 年 月 日)

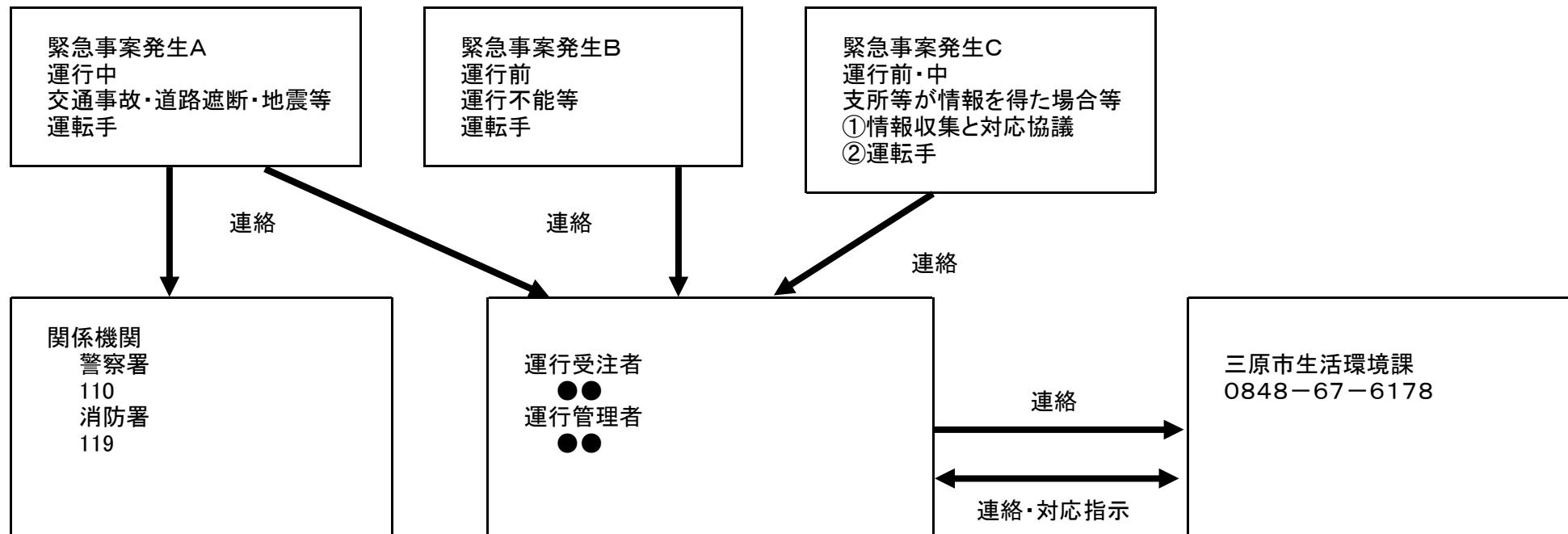
別紙6

始業点検	運管責任者	整備管理責任者	登録番号	出庫時メーター	点検者	三原市確認
				km		△
点検箇所	点検内容	記入	点検箇所	点検内容	記入	
ハンドル	遊び, がた, 重さ		原動機	冷却水の量, 水漏れ		
ブレーキ	踏みしろ, きき具合			ファンベルト張り, 損傷		
	レバーの引きしろ			エンジンオイル量		
	きき具合			かかり具合, 異音		
	ブレーキホース			低速, 加速の状態		
タイヤ	空気圧 (前・左右)		バッテリー	液量, 作用		
	空気圧 (後・左右)			クラクション	作用	
	亀裂及び損傷		ワイパー	払拭状況		
	異常な磨耗, 溝の深さ			ウォッシャー液, 噴射状態		
サスペンション	折損		メーター類	作用		
灯火装置	点灯, 点滅具合, 損傷		工具類	スペアタイヤ, 工具		
メーター類	作用		前日の運行で異常が認められた箇所			

終業点検	運管責任者	整備管理責任者	登録番号	入庫時メーター	点検者	三原市確認
				km		△
点検箇所	点検内容	記入	点検箇所	点検内容	記入	
ハンドル	遊び, がた, 重さ		原動機	冷却水の量, 水漏れ		
ブレーキ	踏みしろ, きき具合			ファンベルト張り, 損傷		
	レバーの引きしろ			エンジンオイル量		
	きき具合			かかり具合, 異音		
	ブレーキホース			低速, 加速の状態		
タイヤ	空気圧 (前・左右)		バッテリー	液量, 作用		
	空気圧 (後・左右)			クラクション	作用	
	亀裂及び損傷		ワイパー	払拭状況		
	異常な磨耗, 溝の深さ			ウォッシャー液, 噴射状態		
サスペンション	折損		メーター類	作用		
灯火装置	点灯, 点滅具合, 損傷		工具類	スペアタイヤ, 工具		
メーター類	作用		特記事項			

(点検 : 良…○ 可…△ 不良…×)

## 危機管理対応表



作成年月日

令和 年 月 日

## 事故報告書

報告者

運転者の氏名	自動車登録番号	事故の発生日時	事故の当事者 (運転者を除く)

事故の発生場所

（複数行記入用）

事故の概要（損害の程度、人身・物損の別、実車・回送の別等）

（複数行記入用）

事故の原因

（複数行記入用）

再発防止対策

（複数行記入用）

※裏面に事故発生状況を作図すること。

【事故発生状況】

## 苦情処理報告書

受付者

申告者	申告者	
	住所	
	連絡先	

(申告内容)


(原因究明の結果)

処理担当者 :


(苦情に対する弁明の内容)

処理担当者 :


(改善措置)

処理担当者 :


## 別紙9

令和 年 月 日

(受注者)

印

## 業務完了報告書

下記業務について、完了したことを報告します。

記

業務名	コミュニティバス徳良・垣内線（仮称）運行業務		
業務を行う場所	三原市大和町、久井町、八幡町内		
契約年月日	令和 年 月 日		
業務履行期間	着手 令和 年 月 日	完了 令和 年 月 日	
月分の期間	着手 令和 年 月 日	完了 令和 年 月 日	
委託金額(A) (月分)	金 (@契約金額)	円 円×1/12ヶ月)	
月利用者数	延人 (一般= 人、敬老= 人、障害者= 人、介助者= 人、未就学児= 人)		
月使用料(B)	金 円		
月請求金額(A-B)	金 円		
備考			